

# 議案説明書

選挙管理委員会

提出議会：令和5年第3回定例会

## 1 案件名

議案第92号 佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の改正について

## 2 概要

公職選挙法施行令の改正により、選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例を改正する。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担限度額が、最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたため、次のとおり改正する。

### (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額の改正（第4条関係）

区 分	改正前	改正後
自動車借り入れ	15,800円/日	16,100円/日
燃料費	7,560円/日	7,700円/日

### (2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の改正（第6条及び第8条関係）

区 分	改正前	改正後
ビラ印刷費	7円51銭/枚	7円73銭/枚

### (3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の改正（第11条関係）

区 分		改正前	改正後
企画費		310,500円	316,250円
印刷費	ポスター掲示場数が500以下の場合	525円6銭/枚	541円31銭/枚
	ポスター掲示場数が500を超える場合	26万2,530円＋ 27円50銭/枚	27万655円＋ 28円35銭/枚

## 4 その他の事項

(1) 施行日 公布の日から施行する。

(2) 経過措置

この条例による改正後の佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。